

船舶事故調査報告書

平成25年10月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年1月7日 09時00分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南南東方沖 根室市所在の花咲灯台から真方位159°13.8海里付近 （概位 北緯43°03.8′ 東経145°42.1′）
事故調査の経過	平成25年1月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五十八きみ丸、4.9トン HK3-116361（漁船登録番号）、個人所有 11.97m(Lr)×3.05m×1.00m、FRP ディーゼル機関、421kW、平成5年9月 第200-31912号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 49歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月16日 免許証交付日 平成23年12月5日 （平成29年4月10日まで有効） 甲板員A 男性 60歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、花咲港南南東方沖の漁場において、つづ籠漁の3本目の揚げ籠作業を始め、甲板員Aが、揚げ縄機の前に立ち、ドラムでロープを巻き上げて幹綱に付けたつづ籠の中のツブ貝を箱に入れる作業に、船長が、箱に入れたツブ貝の選別作業に、甲板員Bが、空になった籠にえさを入れて次の投入のため、籠を積む作業にそれぞれ従事していた。 甲板員Aは、錨索を巻き上げていたところ、錨の爪にワイヤロープのような物が引っ掛かって巻き上げることができなかつたため、錨索を緩めることとし、錨索をドラムから外したとき、平成25年1月7日09時00分ごろ、花咲港南南東方沖において、錨索と共に右舷舷側から頭を下にして落水した。

	<p>船長は、直ちに甲板員Aを本船上に引き揚げたが、意識がなかったため、救命処置を行い、花咲港に帰る僚船に事故の連絡、救急車の手配などの依頼を行い、花咲港に向けて帰航した。</p> <p>甲板員Aは、花咲港に入港後、救急車で病院に搬送されたが、溺死したことが確認された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 3</p> <p>海象：波高 約1.5m、水温 約4℃以下</p>
その他の事項	<p>本船は、船体中央部に操舵室があり、揚げ縄機が右舷前部に設置されていた。</p> <p>本船の揚げ籠作業は、ボンデン、錨、つぶ籠を約10m間隔で50個付けた幹綱及び錨の順に巻き上げる方法であった。</p> <p>甲板員Aは、合羽の上下及びゴム手袋を着用し、ゴム長靴を履いていたが、救命胴衣は着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>甲板員Aは、溺死した。</p> <p>本船は、花咲港南南東方沖の漁場において、つぶ籠漁の操業中、揚げ籠作業に従事していた甲板員Aが、錨索を巻き上げていたところ、錨の爪にワイヤロープのような物が引っ掛かって巻き上げることができなくなり、錨索を揚げ縄機のドラムから外したとき、錨索に引っ張られたことから、落水して死亡するに至った可能性があると考えられる。</p> <p>甲板員Aは、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、花咲港南南東方沖の漁場において、つぶ籠漁の操業中、揚げ籠作業に従事していた甲板員Aが、錨索に引っ張られたため、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暴露甲板で作業に当たる乗組員には救命胴衣を着用させるように努めること。